

「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」の概要

第1章 計画の策定にあたって

児童虐待により子どもの大切な命が失われるという悲劇が繰り返されることのないよう、「千葉県子どもを虐待から守る条例」の精神を具現化するとともに、県行政としての責任を明確にし、市町村をはじめとした関係機関と連携して、児童虐待防止に向けた取組をより一層強化するため、平成29年12月に策定した計画の内容を全面的に見直し、改めてこの計画を策定します。

また、子どもが権利の主体であることが位置付けられた児童福祉法の理念や、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」策定）に掲げられた取組なども計画に含めることとします。

基本理念（千葉県子どもを虐待から守る条例）

将来を担う子どもたちは、何ものにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるという事例が跡を絶たず、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら、成長できる千葉県を目指し、この条例を制定する。

- 計画の位置付け・・・条例第11条に基づき、児童虐待防止対策を体系的にまとめた基本的かつ総合的な計画です。
- 計画期間・・・令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年を経過時に見直しを行います。
計画では各目標に期限を設定するほか、3年以内に達成すべき指標を設定します。
- 計画の評価・・・PDC Aサイクルに基づき、計画の進捗管理や見直しなどを行います。

第2章 児童虐待の防止に向けた取組

児童虐待の発生を予防するとともに、発生しても迅速かつ的確に対応できる体制の整備を目指します。

具体的には、発生予防に向けて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりなど、子育て家庭に必要な支援が行き届く環境の整備を進めるとともに、しつけに際して体罰が行われることのないよう県民への広報・啓発を強化します。また、市町村をはじめとする関係機関への支援や連携を強化し、虐待対応力の向上を図ります。

- 1 子どもの権利の保障
- 2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
- 3 地域で支援する仕組みづくり
- 4 広報・啓発活動の強化
- 5 市町村への支援と連携の強化
- 6 D V対策との連携の強化
- 7 関係機関との連携の強化
- 8 児童家庭支援センターの設置の推進と機能強化

○主な目標

| 項目 | 現状 | 目標 | 期限 |
|----------------------|-------------------|------|-------|
| 児童虐待による死亡事例 | 1件 (H31.1) | ゼロ | 毎年度 |
| 子育て世代包括支援センターの設置市町村数 | 29市町村 (H30年度末) | 全市町村 | 令和2年度 |
| 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数 | 9市町村 (H30年度末) | 全市町村 | 令和4年度 |

第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

保護者の虐待や不適切な養育により家庭で暮らすことができない子どもは、できる限り家庭と同様の環境で養育される必要があることから、里親委託の一層の推進や、施設における家庭に近い環境での養育の実現を目指します。

具体的には、里親の登録数や委託率の数値目標を設定し、里親委託の推進に向けた取組を強化します。また、児童養護施設や乳児院における子どもの養育環境の向上に向けた取組を支援するとともに、子どもたちの将来的な自立に向けた支援の強化を図ります。

- 1 社会的養護が必要な子どもたち（将来推計）
- 2 里親委託の推進
- 3 ファミリーホームへの支援と設置の推進
- 4 施設における家庭的養育の推進
- 5 新たな施設の整備
- 6 自立支援の充実
- 7 被措置児童等虐待の防止

○主な目標

| 項目 | 現状 | 目標 | 期限 |
|--------------|------------------|---------------|--------|
| 里親等委託率（千葉県） | 27.9% (H30年度) | 40.0% | 令和11年度 |
| 登録里親数 | 586組 (H30年度) | 852組 | 令和11年度 |
| 施設の小規模化の実施状況 | 20施設 (H30年度末) | 全施設 (27施設) | 令和11年度 |

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

児童相談所の業務執行体制や機能の強化、専門性の向上を図り、虐待対応力の向上を目指します。

具体的には、児童相談所の相談・支援体制や一時保護機能の強化、第三者評価の実施、児童相談所の増設の検討、中核市の児童相談所の設置に向けた支援などに取り組みます。

- 1 相談・支援体制の強化
- 2 第三者評価の実施
- 3 児童相談所の増設
- 4 児童相談所の建替・執務環境の整備
- 5 一時保護機能の強化
- 6 中核市の児童相談所設置に向けた支援

○主な目標

| 項目 | 現状 | 目標 | 期限 |
|---------------|-----|---------------|--------|
| 児童相談所職員の増員 | - | 260名 程度の増員 | 令和4年度 |
| 児童相談所の増設（千葉県） | 6か所 | 2か所 増設 | 令和11年度 |